

不用となったニッタン製イオン化式感知器の回収について

平成 16 年に「放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律」（法律第 167 号）が改正され、すでに施行されております。イオン化式感知器は煙検出用として放射性同位元素 Am-241（アメリカシウム 241）を使用しているため規制対象品となりました。

既存のイオン化式感知器においても廃棄についてはこの法律が適用されることになり、改修やリニューアル等で不用となったイオン化式感知器は、製造会社に返却等をして適正な処分が必要となります。

（むやみに廃棄すると罰則の対象となり、50 万円以下の罰金が科せられます。）

弊社では不用となったニッタン製のイオン化式感知器を回収いたします。

【回収対象】

不用となった全てのニッタン製イオン化式感知器

主な型式 NID-18・38・48 シリーズ
 2IA シリーズ
 2IDA-P シリーズ
 2IFA-PR シリーズ
 MIA-AS
 0IB（ゼロ・アイ・ビィ）

※現在設置されており、点検などで問題のないイオン化式感知器は継続して使用できます。

【送付先】

最寄りの弊社営業店に連絡の上、ご送付ください。

[[全国営業店一覧](#)]

【輸送時のご注意】

イオン化式感知器は「L 型輸送物相当」の扱いとなります。梱包箱の外部の見やすい位置に「放射性・L 型輸送物相当」を明記若しくは明記したものを貼付してください。

梱包箱は壊れにくいものをご使用ください。

【他社製イオン化式感知器について】

他社製のイオン化式感知器は、該当する製造会社にお問い合わせください。

該当する製造会社がない場合は（社）日本アイソトープ協会アイソトープ部業務二課へご相談ください。

【その他】

[（社）日本火災報知機工業会のホームページ](#)にも詳しい情報が掲載されております。